IASB Update 2023年3月



IASB Update は、国際会計基準審議会(IASB)の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、2023 年 3 月 20 日から 23 日に会議を行った。

関連情報:

- IASB Update 原文はこちら
- IASBボード会議の要約のオーディオ (ポッドキャスト) はこちら

目次

作業計画の概要

• IASB 作業計画のアップデート(アジェンダ・ペーパー8)

リサーチ及び基準設定

- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー(アジェンダ・ペーパー6)
- 持分法(アジェンダ・ペーパー13)
- 企業結合 ― 開示、のれん及び減損(アジェンダ・ペーパー18)
- 基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)
- 開示に関する取組み ― 公的説明責任のない子会社(アジェンダ・ペーパー31)

維持管理及び一貫した適用

財務諸表における気候関連リスク(アジェンダ・ペーパー14)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート(アジェンダ・ペーパー8)

IASB は 2023 年 3 月 20 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は作業計画についてのアップデートを3か月後又は4か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー(アジェンダ・ペーパー6)

IASB は 2023 年 3 月 22 日に会合し、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューのフェーズ 1 からの発見事項、利害関係者からのフィードバック及び学術文献のレビューについて議論した。

IASB は、適用後レビューの次のフェーズに情報を与えるために公表を計画している情報要請において、利害関係者にどの事項に関して質問すべきかについて議論した。

全体としての IFRS 第 15 号及び米国財務会計基準審議会のトピック 606 とのコンバージェンス (アジェンダ・ペーパー6B)

IASB は、利害関係者に全体としての IFRS 第 15 号についての見解(以下を含む)に関して質問することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 15 号は全体的な目的を満たしているかどうか
- b. 当該基準書におけるコア原則及び収益会計の決定を行うための 5 段階の収益認識モデルの明確性及び適切性
- c. IFRS 第 15 号の理解可能性を当該基準書をすでに適用している企業に多大のコスト及び混乱を生じさせずに改善することのできる、IASB が検討すべき具体的な狭い範囲の改善についての利害関係者の提案
- d. IFRS 第 15 号の適用からのフィードバックのうち将来の基準書の理解可能性及びアクセスしやすさを改善する際に IASB が考慮すべきもの
- e. IFRS 第 15 号の要求事項を適用することの継続的コスト及び便益

また、IASB は、IFRS 第 15 号と米国財務会計基準審議会のトピック 606「顧客との契約から生じる収益」との間のコンバージェンスを維持することの重要さに関して利害関係者に質問することも暫定的に決定した。

13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

収益認識の 5 つのステップ及び関連する領域(アジェンダ・ペーパー6C-6D)

IASBは、利害関係者に以下に関しての事実パターンについて質問することを暫定的に決定した。

- a. 契約の中の履行義務の識別に関してのどのガイダンスが次のようであるか。
 - i. 一貫しない方法で適用される。
 - ii. 基礎となっている経済的実質を反映しない結果を生じさせる。又は、
 - iii. 多額の継続的コストを生じさせる。
- b. 収益認識の時期の決定に関してのどのガイダンスが不明確であるか又は一貫しない方法で適用される可能性があるか (特に収益を一定期間にわたって認識するための要件に関して)。
- c. 企業が本人なのか代理人なのかの決定に関してのどのガイダンスが不明確であるか又は一貫しない方法で適用される可能性があるか。
- d. ライセンス供与の会計処理に関してのどのガイダンスが不明確であるか又は一貫しない方法で適用される可能性があるか。
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は利害関係者に以下に関して質問することを暫定的に決定した。

- a. 契約における取引価格の決定における実務の不統一の証拠(特に顧客に支払われる対価に関して)
- b. 開示要求(当該要求事項を満たすことのコスト及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての便益を含む)
- c. 経過措置―具体的には、
 - i. IFRS 第 15 号が提供している修正遡及方式及び実務上の経過的な救済措置を使用する選択肢を財務諸表 の作成者が使用したかどうか
 - ii. 財務諸表の作成者にとってのコスト及び負担の低減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうか
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、売上高に基づく税金に関しての契約における取引価格の決定における実務の不統一に関する証拠について利害関係者に質問しないことを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

他の IFRS 会計基準書との相互関係(アジェンダ・ペーパー6E)

IASB は、IFRS 第 15 号を他の IFRS 会計基準書とともに適用することに関して、IFRS 第 3 号「企業結合」、IFRS 第 9 号 「金融商品」及び IFRS 第 16 号「リース」に焦点を当てて、利害関係者に質問することを暫定的に決定した。

- 13 名の IASB メンバーのうち 12 名が IFRS 第 9 号及び IFRS 第 16 号に関しての決定に賛成した。
- 13 名の IASB メンバーのうち 9 名が IFRS 第 3 号に関しての決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第 15 号を IFRS 第 10 号「連結財務諸表」とともに適用することに関して利害関係者に質問しないことを暫定的に決定したが、この決定についての説明を情報要請に含めるようスタッフに指示した。

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は情報要請の公表を承認しコメント期間を設定することを計画している。

持分法(アジェンダ・ペーパー13)

IASB は 2023 年 3 月 21 日に会合し、持分法プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続した。

重要な影響力を維持した状況における関連会社に対する追加持分の購入(アジェンダ・ペーパー13A)

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用する際に、重要な影響力を維持しつつ関連会社に対する追加持分を購入する投資者が、追加持分の取得原価と関連会社の識別可能な資産及び負債の正味公正価値に対する追加の持分との差額を、のれん又は割安購入益のいずれかとして認識することを提案すると暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」との間の認識されている 矛盾点(アジェンダ・ペーパー13B 及び 13C)

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 投資者が、IAS 第 28 号を適用するにあたり、関連会社とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識することを 提案する。
- b. 投資者が関連会社との取引に係る利得又は損失の全額を認識する場合の開示要求の改善を提案する。
- 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続する。

企業結合 ― 開示、のれん及び減損(アジェンダ・ペーパー18)

IASB は 2023 年 3 月 23 日に会合し、「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトについて議論した。特に、IASB は、次のことについて議論した。

● のれんを含んでいる資金生成単位の減損テストのコスト及び複雑性を低減させるための IAS 第 36 号「資産の減損」 のいくつかの変更の可能性 ● IFRS 第3号「企業結合」からのいくつかの開示要求の削除の可能性

使用価値の見積り (アジェンダ・ペーパー18A)

IAS 第36号に関して、IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 使用価値を見積るために使用するキャッシュ・フローについての制限を削除する。企業は次のようなキャッシュ・フローを含めることを禁止されなくなる。
 - i. 企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリングから生じるもの
 - ii. 資産の性能の改善又は拡張から生じるもの
- b. 資産又は資金生成単位を現在の状態において評価するという要求を維持する。
- c. IAS 第 36 号にすでにある制限以外には、それらのキャッシュ・フローを含めることについての追加の制限は加えない。
- 13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの決定に賛成した。

また、IASB は次のことを提案することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 36 号から、使用価値を見積る際に税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するという要求を削除する。
- b. 使用価値の見積りを税引前ベースで行うか税引後ベースで行うかを問わず、キャッシュ・フロー及び割引率について内部的に一貫した仮定を使用することを企業に要求する。
- c. 使用した割引率を開示するという要求を維持する。
- d. 開示する割引率は税引前の率とするという要求を削除する。
- e. 使用価値を見積る際に税引前と税引後のいずれの割引率が使用されたのかを開示することを企業に要求する。
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

コスト及び複雑性を低減させるためのその他の提案(アジェンダ・ペーパー18B)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 次の両者の相違に関して IAS 第36号にガイダンスを追加しない。
 - i. 使用価値
 - ii. 処分コスト控除後の公正価値
- b. 回収可能価額の測定について単一の方法を強制しない。
- 13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 金融サービスのセクターの企業のための減損テストの実施に関する追加のガイダンスは提供しない。
- b. IAS 第 36 号と IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」のいずれかとの 相互関係を明確化するための追加のガイダンスは提供しない。
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

開示要求の削除 (アジェンダ・ペーパー18C)

IASB は IFRS 第 3 号から下記を開示する要求事項を削除することを暫定的に決定した。

- a. 取得した債権に関する情報 (B64項(h))
- b. 期首と期末ののれんの残高の調整表において、繰延税金資産の事後的な認識により生じた修正(B67項(d)(iii))

c. 当報告期間又は以前の報告期間に実行された企業結合で取得した識別可能な資産又は引き受けた負債に関連する当報告期間に認識した重要性がある利得又は損失の金額及び説明(B67項(e))

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

IASBは、下記を開示する要求事項には変更を行わないことを暫定的に決定した。

- a. 税務上損金算入可能と見込まれるのれんの金額 (IFRS 第3号の B64項(k))
- b. 取得関連コストに関する情報 (IFRS 第 3 号の B64 項(m))
- c. 報告期間の期末日後に完了した企業結合に関する情報 (IFRS 第 3 号の B66 項)
- d. 期中財務諸表における企業結合に関する情報 (IAS 第 34 号「期中財務報告」の第 16A 項(i))
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は次のことを含む事項に関して暫定的な決定を行う。

- a. IAS 第 36 号における減損テストのコスト及び複雑性の低減
- b. のれんを含んでいる資金生成単位の減損テストの有効性の改善
- c. 企業結合に関する開示要求のパッケージのその他の諸側面の明確化

IASB は、本プロジェクトのすべての側面についての暫定的な決定を行った時点で、当該決定のパッケージがプロジェクトの目的 に合致するかどうか及び提案を示した公開草案を公表すべきかどうかを検討する。

基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)

IASB は 2023 年 3 月 21 日と 22 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」の下記に関する提案を再審議した。

- 性質別の営業費用の開示(アジェンダ・ペーパー21A)
- 経営者業績指標(アジェンダ・ペーパー21B-21D)
- 純損益計算書における区分(アジェンダ・ペーパー21E)
- 特定の主要な事業活動を有する企業(アジェンダ・ペーパー21F)

注記における性質別の営業費用の開示(アジェンダ・ペーパー21A)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案で提案した性質別の営業費用についての具体的な開示要求を変更して、純損益計算書において機能別の 各科目に含まれている減価償却、償却、従業員給付、減損及び棚卸資産の評価減を開示するようにする。
 - 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 企業は(a)に記述した情報を単一の注記において開示するという公開草案の提案を確認する。
 - 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. (a)に記述した金額は費用金額であることを要求されない旨を明確化する適用指針を設ける。
 - 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 開示される金額の一部が資産の帳簿価額に含まれている場合には、定性的な説明を提供することを企業に要求する。 当該説明には、当該金額がどの資産に含まれているのかの特定を含める。
 - 13名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 重要性がある情報を分解するという全般的な要求に対する免除の提案(IASB が 2023 年 1 月に暫定的に決定した)の範囲を拡大する。その結果、企業は下記の開示を免除されることになる。

- i. 純損益計算書における機能別の科目に関して、それらに含まれている性質別の費用の金額(具体的に要求されているもの以外)
- ii. IFRS 会計基準書で開示することが要求されている性質別の費用に関して、純損益計算書の機能別の各科目 に含まれている金額
- 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

経営者業績指標―反証可能な推定(アジェンダ・ペーパー21B)

IASB は以前に、企業の財務諸表外での一般とのコミュニケーションに含めた収益及び費用の小計は、企業の財務業績のある側面についての経営者の見方を表しているという反証可能な推定を導入することを暫定的に決定した。また、IASB は以前に、企業が当該推定に反証するためにはどのような合理的で裏付け可能な情報が必要となるのかに関する適用指針を追加することも暫定的に決定した。

IASB は、この推定に反証するための合理的で裏付け可能な情報には、小計が経営者の見方を伝えていないという主張と整合的な方法で経営者が小計を伝えているか又は使用していることが含まれる旨を説明するための適用指針をさらに開発することを暫定的に決定した。また、IASBはどのような場合にこれに当てはまる可能性があるのかについてのいくつかの例を含めることも暫定的に決定した。

13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

経営者業績指標―他の IFRS 会計基準書の要求事項との関係(アジェンダ・ペーパー21C)

IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に関して、IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が経営者業績指標の計算を変更する場合、新しい経営者業績指標を導入する場合、又は過去に開示した経営者業績指標を財務諸表から削除する場合には、企業は次のことを要求されるという提案を確認する。
 - i. 当該変更、追加又は削除並びにその影響を財務諸表利用者が理解するための十分な説明を開示する。
 - ii. 当該変更、追加又は削除の理由を開示する(公開草案の第108項(a)及び第108項(b)参照)。
- b. 公開草案の第108項(c)で提案した開示要求を修正して、企業が経営者業績指標を変更するか又は新しい経営者 業績指標を導入する際に、比較情報を提供することが実務上不可能である場合には、企業は比較情報を提供する 必要がない旨を述べる。
- c. 企業が新規の又は変更後の経営者業績指標に関する比較情報を提供することが実務上不可能であるため提供しない場合には、企業はその旨を開示しなければならないという要求を追加する。
- d. 経営者業績指標の選択(当該指標がどのように計算されるかを含む)は IAS 第8号で定義されている会計方針ではない旨を明確化する。
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IAS 第34号「期中財務報告」に関して、IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第 106 項に示した経営者業績指標の期中財務報告書における開示を要求するように IAS 第 34 号を 修正する提案を確認する。
- b. IAS 第 34 号の修正案を拡張して、企業の経営者業績指標の変更に適用される要求事項(公開草案の第 108 項 参照)を IAS 第 34 号の第 16A 項で要求している「その他の開示」のリストに含める。
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

経営者業績指標―税金の開示(アジェンダ・ペーパー21D)

IASB は、調整項目の税効果を開示するという要求について 2022 年 5 月の会議で開始した議論を継続し、次のことを暫定的に決定した。

- a. 調整項目の税効果を、関連する法域において基礎となる取引に適用される法定税率で計算するという選択肢を維持する。
- b. その他の法人所得税効果の配分を(a)に記述した税効果に加算するという代替的な選択肢を、次のいずれかを行うという選択肢に置き換える。
 - i. 調整項目の税効果を、関連する課税法域における企業の当期税金及び繰延税金の合理的な比例配分に基づいて計算する、又は
 - ii. 調整項目の税効果を、当該状況においてより適切な配分を達成する他の方法によって計算する。
- c. 公開草案の第 106 項(d)における、企業は経営者業績指標を IFRS 会計基準で定められている最も直接的に比較可能な小計又は合計と調整する項目についての法人所得税効果をどのように決定したのかを開示するという要求を確認する。
- d. 税効果を計算するために複数の方法が使用されている場合には、各調整項目について(c)の開示を要求する適用指針を設ける。
- e. 経営者業績指標の変更に関する開示についての公開草案の第 108 項の要求事項を改訂し、調整項目の税効果の計算の変更に適用するようにする。
- 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

純損益計算書における区分についての論点(アジェンダ・ペーパー21E)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 資金の調達のほか営業活動に関わる取引から生じる負債に係る為替差額を、純損益計算書のどの区分に分類すべきかを決定するために判断を使用することを企業に要求する。13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 次のような混合契約から当初認識後に生じるすべての収益及び費用を純損益計算書の財務区分に分類することを企業に要求する。
 - i. 資金の調達のみに関わるものではない取引から生じる主契約である負債があり、かつ、
 - ii. 全体が償却原価で測定される。
 - 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

特定の主要な事業活動を有する企業についての提案に関する論点(アジェンダ・ペーパー21F)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の第51項で提案した、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業に対する現金及び現金同等物から生じた収益及び費用の分類についての会計方針の選択肢を確認する。
- b. 主要な事業活動として金融資産に投資している企業に適用される公開草案の第 52 項(a)の要求は、企業が他の特定の主要な事業活動を有しているかどうかに関係なく適用される旨を明確化する。
- 13名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み ― 公的説明責任のない子会社: 開示(アジェンダ・ペーパー31)

IASB は 2023 年 3 月 20 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社: 開示」と IFRS for SMEs 会計基準との関係を明確化した。

IASB は、削減した開示要求を開発するにあたり、IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社:開示」を適用する子会社にとってのコスト及び便益と、IFRS for SMEs 会計基準を適用する SMEs にとってのコスト及び便益とを区別して評価することを決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する。

維持管理及び一貫した適用

財務諸表における気候関連リスク(アジェンダ・ペーパー14)

2023 年 3 月 23 日に、IASB は会合し、「財務諸表における気候関連リスク」についての狭い範囲の維持管理プロジェクトを開始するとともに、これから行う初期的な作業について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASBは、諮問活動からのフィードバック、選択可能な行動方針及び暫定的なプロジェクト計画について議論する。